

高知市介護保険施設等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であったもの（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は質問若しくは照会に基づく指導及び市長が法第24条の規定による居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告又は当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス担当者等及び居宅サービス実施者等（以下「介護保険施設等」という。）の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の対象)

第2条 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求における指導の対象となる者は、介護保険施設等とする。

(指導方針)

第3条 指導は、介護保険施設等に対し、次に掲げる基準及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第19号）
- (2) 高知市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第9号）
- (3) 高知市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第21号）
- (4) 高知市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第22号）
- (5) 高知市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第43号）
- (6) 高知市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第20号）
- (7) 高知市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第24号）
- (8) 高知市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第25号）
- (9) 高知市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第10号）
- (10) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (11) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (12) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (13) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）

- (14) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (15) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (16) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
（指導の形態及び頻度）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、原則として一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとするが、閲覧状況等の確認が可能な媒体によるオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信及び資料等の送付による実施も可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は、次に掲げる指導について、原則として実地に行うものとする。この場合において、効率的な実施の観点から、当該指導をそれぞれ分割して実施することができる。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

2 運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

（指導対象の選定）

第5条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、選定については一定の方針に基づいて実施するものとする。

（集団指導の選定基準及び実施方法）

第6条 集団指導は、市長が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として実施する等の方法も検討する。

2 市長は、集団指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、当該介護保険施設等に対し、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(1) 集団指導の日時及び場所

(2) 指導内容等

3 集団指導は介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとし、当該集団指導に欠席した介護保険施設等に対しては、当日使用した資料を送付する等必要な情報提供に努めるものとし、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

（運営指導の選定基準及び実施方法）

第7条 運営指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則として毎年度計画的に実施できるよう、市長が介護保険施設等を選定する。

2 厚生労働省、高知県又は他の市町村と合同で行う運営指導は、前項の規定により指導の対象とした介護保険施設等のうちから選定する。

3 市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、当該介護保険施設等に原則として運営指導を実施する日のおおむね1月前までに通知するものとする。ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類

4 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

5 市長は、運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、文書により当該介護保険施設等に通知するとともに、改善が必要と認める事項があるときは、当該事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第8条 市長は、運営指導の実施中に次に掲げる場合に該当するときは、当該運営指導を中止し、直ちに高知市介護保険施設等監査要綱（平成18年9月11日制定）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(指導拒否への措置)

第9条 市長は、運営指導の対象となる介護保険施設等が正当な理由なく指導を拒否したときは、監査を実施するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、介護保険施設等に対して行う指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等指導要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の高知市介護保険施設等指導要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条の規定は、平成21年5月1日から適用する。（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市介護保険施設等指導要綱の規定に基づき地域密着型事業者等に対して実施した一般指導は、改正後の要綱の規定に基づき実施したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第3条第1号及び第3号から第8号までの規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等指導要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等指導要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日前に行われた予防給付に係る介護予防サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）の内容及び当該予防給付に係る費用の請求に関する指導については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。